

2003年6月11日

有事関連3法の国会通過、成立にあたって中央執行委員会が声明を発表

○有事関連3法の成立に対する声明

武力攻撃事態対処法、改正自衛隊法、改正安全保障会議設置法の有事関連3法は、5月15日の衆議院本会議で可決後、6月6日の参議院本会議で可決、成立した。

わたしたちは、わが国が引き起こした先の大戦によって、船員なるがゆえに6万人を超える仲間を犠牲にした。神戸に開設した「戦没した船と海員の資料館」には、戦後半世紀を過ぎた今も、家族、知人の消息を求めて訪れる人は絶えない。この悲惨極まりない戦争への痛恨の念と、「再び海を戦場にしてはならない」との決意をもって、世界の平和を希求し、運動を進めてきた。

戦後も、わが国の経済を支える海上輸送の使命感と、平和憲法のもとで軍事力を行使しない国であることをよりどころとして、世界各地に就航してきたが、多国間の戦火に巻き込まれて尊い仲間の命を失うという、悲痛な戦争体験をしてきた。わたしたちは、戦争当事者への道を、決して開いてはならないとの思いで、有事関連3法案の廃案を求めてきた。平和な海は、海外諸国との友好と協調によって生きる海洋国日本にとって安心して生活を営み、安全保障政策の要であり、船員が安全に安心して働くための絶対的な条件である。

成立した有事関連3法は、専守防衛に徹するものとの大枠だけが前面に出されているが、わが国が外国からの武力攻撃等を口実に、先制攻撃をするのではないかという危険性は払拭できない。国民各層がどのような状況に置かれるのかも含めて、具体的な説明がされていないことは、重大な問題である。

世界の平和、とりわけわが国が位置する北東アジアの平和を維持するためには、わが国が近隣諸外国との平和外交に積極的にまい進することが、世界から信頼される唯一の道であると確信する。

今後、関連する個別法が審議されていくことになるが、海上を職場とするわたしたちは自らが安心して働き、家族が安心して海に送り出すことができるような職場環境をめざし、海の平和を求めて、引き続き有事関連3法、個別法の制定と有事法制の発動を許さない運動をいっそう推進する決意である。

2003年6月11日

全日本海員組合

中央執行委員会